

医療法人社団育成会 鹿島田病院

院内感染対策について

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図るよう取り組みます。院内感染対策を病院職員が把握し、実践するよう努めます。

2. 院内感染対策のための委員会の設置

当院における院内感染発生時の迅速な対応策及び院内感染の予防・対策を図るため次の組織を設置しています。

（１）院内感染対策委員会

当院で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため、病院長を委員長とし、各部署代表者からなる院内感染対策委員会を設置しています。月 1 回定期的に会議を行い下記の事項を協議しています。また、緊急時は臨時に委員会を開催することとしています。

- ・ 院内感染の発生を未然に防止する対策に関すること。
- ・ 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
- ・ 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること。
- ・ その他必要と認められる事項。

（２）看護部感染対策委員会

当院看護部で発生する感染症に関する予防に関し必要な事項を協議するため、看護部看護職員からなる感染対策委員会の部会として看護部感染委員会を設置する。

（３）院内感染対策部門（感染制御チーム（ＩＣＴ））

院内感染対策委員会の指示、助言を受けて、同委員会の方針に従い感染に関する調査、研究、業務の検討を行い、感染防止に努め、安全で良質な医療と清潔な療養環境を提供するため、感染対策の実務的責任者（感染管理者：感染制御チームリーダー）を置き、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職代表者からなる感染制御チーム（ＩＣＴ）を設置しています。

3. 職員研修

（１）院内感染対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底のため研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図っています。

（２）病院職員を対象に、年 2 回の院内研修会を開催しています。また、必要に応じて随時研修会を行っています。

4. 院内感染発生状況の報告

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため感染症の発生状況について委員会を通じて病院職員に速やかに周知しています。

5. 耐性菌対策

抗菌薬適正使用のため監視体制を敷いています。

6. 院内感染の異常発生時の対応

（１）院内感染の異常発生時は、「院内感染対策マニュアル」（以下「マニュアル」という）に従い、病院長ならびに院内感染対策委員会などに報告します。

（２）発生部署の病院職員および院内感染対策委員は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施します。

（３）院内感染に対する改善策の実施結果は、委員会を通じて速やかに病院職員へ周知します。

7. 患者への情報提供と説明

（１）本指針は、患者または家族が閲覧できるものとします。

（２）疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し理解を得た上で協力を求めます。

8. 病院における院内感染対策の推進

（１）病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意します。

（２）院内感染防止のため、病院職員はマニュアルを遵守します。

（３）マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底します。

9. 地域連携に関する事項

（１）連携医療機関と協力し、感染対策向上に向け、カンファレンス・訓練等に参加します。